

刈谷市入札参加資格停止要領の運用

(平成6年7月12日施行)

(平成13年6月4日一部改正)

(平成18年4月1日一部改正)

(平成23年4月1日一部改正)

(平成31年4月1日一部改正)

(関係課等長の報告)

第1条 関係課等長は、有資格業者が刈谷市入札参加資格停止要領（平成6年7月12日施行）別表（以下「別表」という。）に掲げる停止要件に該当すると認められるときは、工事事故等発生報告書（別記様式）により刈谷市業者選定審査会に報告するものとする。

(共同企業体関係)

第2条 共同企業体の構成員に対して資格停止を行うときは、原則として共同企業体の資格停止期間と同一期間を資格停止期間とする。

2 共同企業体に対して資格停止を行うときは、原則として構成員の資格停止期間と同一期間を資格停止期間とする。

(入札参加の見合せ)

第3条 資格見合せに関する取扱いは、次に定めるとおりとする。

(1) 資格見合せの解除要件のうち「相当期間」とは、原則として当該事案に関する資格停止期間の短期を経過したときとする。

(入札参加資格の取消し)

第4条 市長は、本市発注の工事に関し、別表の停止要件に該当するときは事前に入札辞退を求め、辞退しない者について、入札参加資格又は指名の取消しをするものとする。

2 入札参加の見合せの場合は、資格停止に準じて入札辞退を求めるものとする。

(運用申合せの準拠)

第5条 入札参加資格停止に関する詳細事項については、工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せに準拠するものとする。

(工事関係者等事故における停止要件の適用)

第6条 刈谷市入札参加資格停止要領第3条第1項の規定にかかわらず、別表第1第5項に掲げる停止要件に該当する有資格業者が、事故の当事者に対し当該事故が発生した工事等における事故を防止するための危険予知活動、安全教育、訓練等（緊急工事等の場合にあつては、社内教育、他工事に係る安全教育等を含む。）（当該事故の原因に関する内容が含まれるものに限る。）を十分に行っていることを書面等により確認できる場合は、入札参加資格を停止しないことができる。